

令和8年度岐阜県立郡上特別支援学校高等部入学者募集要項

1 入学定員

部	課 程	学 科	学 年	入 学 定 員
高等部	全日制の課程	普通科	第1学年	おって、県教育委員会において決定する

2 出願者の資格

出願者は、次の（１）及び（２）に該当する者であること。

（１）知的障がい者又は肢体不自由者

（２）次のいずれか一つに該当する者

ア 中学校若しくは義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和8年3月修了見込みの者（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という。）

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

3 出願

（１）入学願書等の提出

ア 出願者は、入学願書（別記第7号様式）に必要事項を記入し、出願前6か月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm・横3cm）を所定の欄に貼付し、その他当校の校長が定める書類を添えて在学（出身）学校の校長に提出する。なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあつては、7に定める承認書を入学願書に添付するものとする。

イ 在学（出身）学校の校長は、調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に当校の校長に提出しなければならない。

調査書は、教育課程の実施状況により、別記第3号様式又は別記第4号様式を選択して使用するものとする。令和元年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者は、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

ウ 当校の校長は、出願者に対し、その他入学者選考上必要と認められる書類の提出を求めることができる。

（２）出願期間

令和8年2月4日（水）から2月6日（金）まで。受付は、毎日午前9時から午後4時までとする。

※土・日は除く。

（３）出願場所

岐阜県立郡上特別支援学校 那比校舎 2階会議室（〒501-4237 郡上市八幡町那比3068番地）

（４）出願先学校の変更

ア 出願先学校を変更しようとする者は、1回に限り変更することができる。

イ 変更期間は、令和8年2月9日（月）の1日とし、受付は、午前9時から午後4時までとする。

ウ 出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

（ア）出願先学校を変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。

（イ）在学（出身）学校の校長は、出願取下願（別記第6号様式）を当校へ提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を当校の校長に求めること。

（ウ）在学（出身）学校の校長は、変更前の当校の校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

4 検査の実施

（１）検査の実施方法

対象者	受検区分	検査内容等		
知的障がいもしくは知的障がいを併せ有する肢体不自由	I	学力検査 (国語・数学)	小学校の内容を含む中学校1年生までの学習内容	面接
	II	観察検査	生活能力を含む全般的な知的能力	
肢体不自由	III	学力検査 (国語・数学)	中学校3年生までの学習内容	面接

注) 受検区分 I・II は、障がいの特性や状態に応じて決定する。

- (2) 検査の期日
令和8年2月12日(木)
- (3) 検査場所
岐阜県立郡上特別支援学校那比校舎 (郡上市八幡町那比3068番地)
- (4) 日程

受検区分Ⅰ		受検区分Ⅱ		受検区分Ⅲ	
		9:00～9:30 受付			
		9:30～9:50 諸注意及び連絡			
10:00～ 10:40	国語	10:00～ 10:40	観察検査	10:00～ 10:40	国語
10:50～ 11:30	数学	帰宅		10:50～ 11:30	数学
11:45～	面接			11:45～	面接
帰宅				帰宅	

- (5) 検査当日に受検者が持参するもの
ア 受検票
イ 上靴
ウ 筆記用具(鉛筆、消しゴム)

- 5 入学者の選考方法
提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。
- 6 合格者の発表
令和8年2月19日(木)午前9時に、合格者の受検番号を校内に掲示する。また、在学(出身)学校長に可否の結果を通知する。
- 7 県外からの出願
他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」(別記第1号様式)を当校の校長に提出し、その承認書(別記第2号様式)を入学願書に添えなければならない。
- 8 特別な事由による検査等
障がいの状態、学習意欲及び家庭事情等を考慮し、特別な事由があると認められた場合には、定員の範囲内において、令和8年3月27日(金)までに、上記の他に検査等を行うことができる。実施方法及び期日については、教育委員会と協議の上、当校の校長が定める。
- 9 入学者選考に係る情報の提供
岐阜県立郡上特別支援学校高等部の入学者選考の資料である調査書及び学力検査の得点については、受検者本人から本人の調査書又は学力検査得点の情報の提供の請求があった場合には、次により、即日情報の提供を行うこととする。
また、学力検査は、検査終了後その問題を掲示して公開することとする。
- (1) 調査書情報の提供
ア 請求ができる者は受検者とし、保護者等が立ち合うことができるものとする。
イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。
ウ 請求場所は、岐阜県立郡上特別支援学校那比校舎とする。
エ 請求ができる期間は、当該年度の入学選考が終了した後の最初の4月1日から1年間とする。
オ 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は本人が負担するものとする。
- (2) 学力検査得点情報の提供
ア 請求ができる者は受検者とし、保護者等が立ち合うことができるものとする。
イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。
ウ 請求場所は、岐阜県立郡上特別支援学校那比校舎とする。
エ 請求ができる期間は、可否発表の翌日から1か月間とする。
オ 情報提供は、学力検査の教科別得点とし、検査結果一覧表等を用いて即時に閲覧させることにより行う。提供の方法は閲覧のみとし、写しの交付は行わない。
- 10 その他
(1) 入学希望者は、事前に保護者等とともに教育相談を受けること。
(2) 入学願書については、令和7年11月11日(火)以降の当校授業日に郡上特別支援学校高等部那比校舎にて各学校担当者に配付する。受付時間は午前9時から午後4時までとする。
(3) 検査当日にやむを得ず欠席する場合は、午前8時30分までに、原則として在学学校を通して、当校へ連絡すること。